

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	2026年6月25日	
【会社名】	株式会社タカミヤ	
【英訳名】	Takamiya Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長	高宮 一雅
【本店の所在の場所】	大阪市北区大深町3番1号	
【電話番号】	06(6375)3918	
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員経営管理本部長	辰見 知哉
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区大深町3番1号	
【電話番号】	06(6375)3918	
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員経営管理本部長	辰見 知哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 1【提出理由】

当社は2026年6月25日付けで、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 金銭消費貸借契約を締結した年月日

2026年6月25日

(2) 金銭消費貸借契約の相手方の属性

都市銀行、地方銀行及び協同組織金融機関

(3) 金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

元本の額 : 4,000百万円

弁済期限 : 2031年4月30日

担保の内容 : 無担保

(4) 財務上の特約の内容

- ・各年度の決算期及び中間期（以下、「本・中間決算期」という。）の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
- ・各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。

以 上